

令和元年10月1日～
幼児教育・保育の無償化



幼稚園・保育所等を利用する 3～5歳児クラス等の 子どもの利用料が無償化されます

幼稚園、認定こども園、認可保育所等

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化
 - ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯が無償化
- 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。
- 無償化に伴い、副食(おかず・おやつ等)の費用は実費負担となります。
年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
※幼稚園・認定こども園(教育利用)は小学校3年生、認可保育所・認定こども園(保育利用)は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

幼稚園の預かり保育

- ◆ 保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化
- 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- 満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

認可外保育施設等^(※1)

- ◆ 保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで保育所等を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化^(※2)
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

※1 届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時保育、休日一時保育、病児保育、乳幼児一時預かり事業、横浜子育てサポートシステム(送迎のみの利用は除く)、横浜保育室(3～5歳児クラス)等

※2 認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、横浜保育室(0～2歳児クラス)、年度限定保育事業、企業主導型保育事業

障害児通園施設等^(※1)

◆ 3歳児クラスから5歳児クラス^(※2)の子どもの利用料を無償化

- ✓ 幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象

※1 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※2 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

その他

◆ 横浜保育室

0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化

※3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは、認可外保育施設と同じ取扱いになります。

◆ 年度限定保育事業

市民税非課税世帯の1・2歳児クラスの子どもの利用料が無償化

◆ 企業主導型保育事業

3歳児クラスから5歳児クラス及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの標準的な利用料が無償化

認可保育所・認定こども園(保育)等	施設型給付幼稚園・認定こども園(教育)		私学助成幼稚園		認可外保育施設等	
	教育	預かり保育	教育	預かり保育		
3～5歳児クラス	○	○	○(※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限11,300円)	○(※) (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	×	○ (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	○(※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児 クラス	○	※ 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要				○(※) (上限42,000円)

【お問合せ】無償化専用ダイヤル

☎ 045-840-6064

開設時間：午前8時から午後8時まで（土日・祝日含む）
※12月28日～1月3日を除く

保育の必要性の認定については →



幼児教育・保育の無償化については →

